

おとしより介護応援手当支給のしおり

1 手当が支給される方

区内に住所を有する65歳以上の方で、次の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 区内に引き続き6か月以上住所を有していること
- ② 要介護3以上で、引き続き3か月以上寝たきり又は認知症の状態にあること
- ③ 中央区内の自宅で介護を受けていること

《ご注意》

(1) 区内での居住について

介護を受けている方の住民票が区内にあっても、区外に居住されている場合（区外の家族の家で介護を受けている等）は、手当は支給されません。

(2) 施設・病院に入所・入院している場合

① 支給されない場合

次の施設等に入所した場合、その期間、手当は支給されません。

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
- ・認知症高齢者グループホーム、介護付き有料老人ホーム など

② 支給される場合

「医療保険」で病院に入院している場合は、支給対象となります。

※現在入院中の方は、病院にご確認のうえ、該当する方はお問い合わせください。

2 申請に必要なもの

- ・おとしより介護応援手当受給資格認定申請書

※ご本人名義の金融機関の口座を記入してください。

※申請にあたり、印鑑は不要です。

3 受給資格の認定と支給開始月

申請に基づいて要件の確認を行い、支給の可否を決定します。

支給の開始年月は、申請された月からとなります。

4 支給額

月額2万円を支給します。（重度心身障害者手当受給者は月額1万円）

※心身障害者福祉手当を受給している場合

おとしより介護応援手当と心身障害者福祉手当を両方受給する場合は、心身障害者福祉手当が15,500円から10,200円に減額されます。詳しくは、障害者福祉課にお問い合わせください。

※難病患者福祉手当を受給している場合

おとしより介護応援手当と難病患者福祉手当は併給できません。

おとしより介護応援手当の申請をする場合は、難病患者福祉手当を辞退していただくこととなります。中央区保健所にお問い合わせください。

5 支給月

毎年6、9、12、3月に3か月分をまとめてご本人の指定された口座に振込みます。

期 別	期 間	支給月
第1期	12月分 ・ 1月分 ・ 2月分	6月
第2期	3月分 ・ 4月分 ・ 5月分	9月
第3期	6月分 ・ 7月分 ・ 8月分	12月
第4期	9月分 ・ 10月分 ・ 11月分	3月

6 歳末たすけあい募金配分見舞金の贈呈に係る同意書（申請書下部）について

おとしより介護応援手当資格認定申請書の下部にあります「歳末たすけあい募金配分見舞金の贈呈に係る同意書」は、中央区社会福祉協議会が実施する歳末たすけあい募金配分見舞金の贈呈にあたって、中央区が中央区社会福祉協議会に情報を提供するため、掲載しています。

同意書に同意いただいた方が中央区社会福祉協議会が定める要件に該当する場合、歳末たすけあい募金配分見舞金の贈呈対象となります。

詳細は、以下の「歳末たすけあい募金配分見舞金の贈呈について」をご参照ください。

【問い合わせ先】

中央区福祉保健部高齢者福祉課高齢者サービス係
〒104-8404 中央区築地1-1-1 区役所4階
電話 3546-5355

歳末たすけあい募金配分見舞金の贈呈について

中央区社会福祉協議会は、共同募金の一環として、町会・自治会、民生・児童委員協議会などの団体や法人、個人の協力を得て、歳末たすけあい募金を実施しています。この募金の一部を在宅の寝たきり高齢者（おとしより介護応援手当受給者のうち、要介護4以上の方）を介護する区内在住のご家族の方に、地区担当の民生委員から年末に見舞金をお届けしています。

見舞金の贈呈に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

中央区社会福祉協議会 管理部庶務課
〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5 2階
電話 3206-0506